

令和 6 年度 第 2 回
豊橋市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 6 年 1 1 月 1 4 日（木）午後 1 時 3 0 分
場 所 豊橋市上下水道局 5 階 大会議室

次 第

1 あいさつ

2 議事

議題 1 令和 6 年度豊橋市国民健康保険事業の実施状況について … 1

- 1 被保険者の状況
- 2 保険給付の状況
- 3 国民健康保険税の賦課状況
- 4 国民健康保険税の徴収状況
- 5 特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況

議題 2 令和 7 年度国民健康保険税賦課等の考え方について … 7

- 1 国民健康保険税賦課の概要
- 2 令和 7 年度国民健康保険税率の考え方
- 3 令和 7 年度実施の制度改正（地方税法などの改正）
- 4 税率決定までのスケジュール

報告 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について … 12

- 1 現在の状況
- 2 保険証廃止後の対応について
- 3 電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用
- 4 今後の主な検討事項

3 その他 次回開催について

議題 1 令和 6 年度豊橋市国民健康保険事業の実施状況について

1 被保険者の状況

(1) 9 月末現在の加入者情報等

(人、世帯)

区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	過去 3 ヶ年平均
① 行政区域内人口		373,252	370,846	368,996	366,456	368,766
	対前年比	▲0.63%	▲0.64%	▲0.50%	▲0.69%	
② 国保被保険者数		73,726	70,799	66,772	63,392	66,988
	対前年比	▲2.36%	▲3.97%	▲5.69%	▲5.06%	
	加入率	19.75%	19.09%	18.10%	17.30%	
③ 国民健康保険加入世帯数		46,589	45,573	43,650	42,100	43,774
	対前年比	▲1.11%	▲2.18%	▲4.22%	▲3.55%	
④ 1 世帯あたりの被保険者数		1.58	1.55	1.53	1.51	1.53
国保被 保険者 数 の うち	⑤ 前期高齢者被保険者数 (国保65歳～74歳)	32,448	30,993	28,811	26,837	28,880
	対前年比	▲0.13%	▲4.48%	▲7.04%	▲6.85%	
	前期高齢者率	44.01%	43.78%	43.15%	42.33%	
	⑥ 介護第 2 号被保険者数 (国保40歳～64歳)	23,985	23,221	22,078	21,476	22,258
	対前年比	▲2.78%	▲3.19%	▲4.92%	▲2.73%	

(2) 被保険者数の年度内推移の状況

(人)

区分	3月末 (前年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	71,640	72,507	72,196	72,106	71,744	71,124	70,799	70,067	69,631	69,332	68,880	68,496	68,181
5年度	68,181	68,927	68,316	67,989	67,593	67,001	66,772	66,405	66,040	65,556	65,017	64,820	64,445
6年度	64,445	65,008	64,700	64,469	64,099	63,627	63,392	62,934	62,634	61,986	61,371	61,341	60,914

※各月末現在の実績数字

※斜体は、前年度同月被保険者数に過去 5 年で一番減少幅が多かった率をかけた予測値

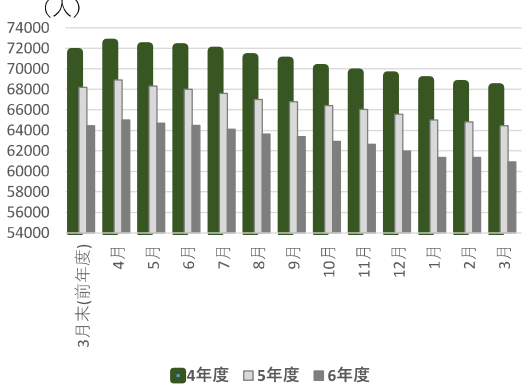
(3) 予算・国保税賦課時の被保険者数実績と見込み (平均被保数比較)

(人)

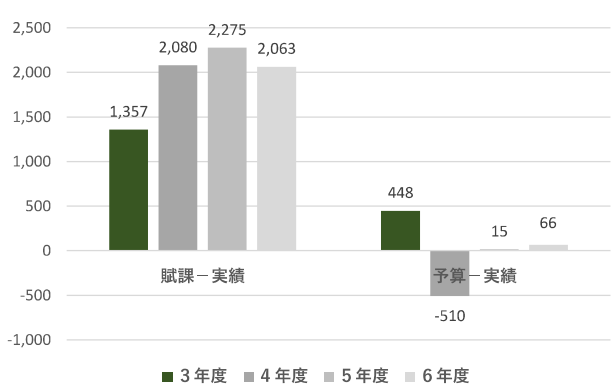
区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	備考
予算	74,100	70,200	66,900	63,400	61,000	
賦課 (7月)	75,009	72,790	69,160	65,397	-	
実績	73,652	70,710	66,885	63,334	-	6 年度は予測

※斜体は、「2 被保険者数の年度内推移の状況」の令和 6 年度実績及び推測値を用いた平均被保数

被保険者数の年度内推移



被保険者数の差 (対実績)



2 保険給付の状況

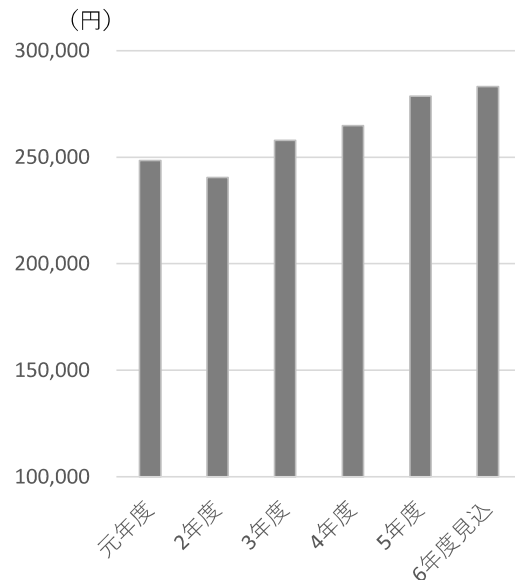
(1) 療養給付費

○療養給付費の上半期実績は、被保険者数の減少に伴い、前年度を下回る推移をしている
一人当たり額は前年度を上回り、年度別の増加傾向は継続している

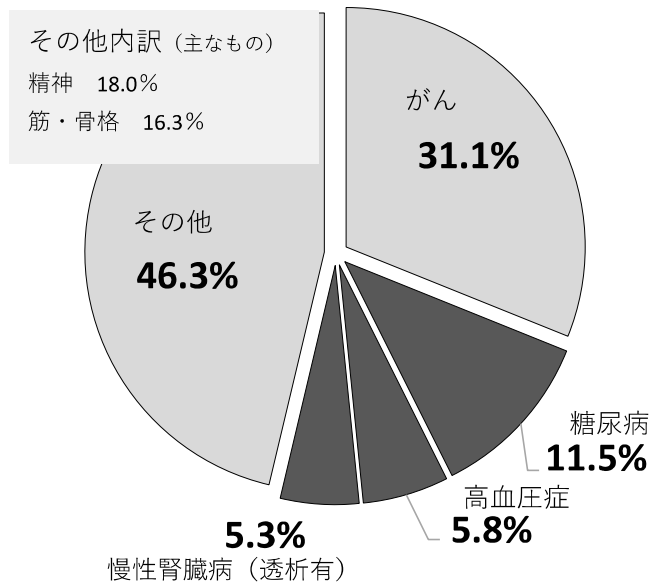
	上半期	下半期
4年度	8,468百万円	10,278百万円
5年度	8,459百万円	10,220百万円
6年度	8,120百万円	9,833百万円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度見込
一人当たり額(円)	248,392	240,567	257,942	264,786	278,650	283,162

1人当たり療養給付費推移



生活習慣病に係る医療費割合



生活習慣病に係る医療費割合推移

	がん	糖尿病	高血圧症	慢性腎臓病(透析有)	小計	その他
3年度	31.8%	11.2%	6.6%	5.7%	23.5%	44.7%
4年度	30.5%	11.6%	6.4%	5.8%	23.8%	45.7%
5年度	31.1%	11.5%	5.8%	5.3%	22.6%	46.3%

生活習慣病に係る医療費割合県等との比較

	がん	糖尿病	高血圧症	慢性腎臓病(透析有)	小計	その他
豊橋市	31.1%	11.5%	5.8%	5.3%	22.6%	46.3%
愛知県	34.7%	11.7%	5.6%	5.0%	22.3%	43.0%
同規模市	32.5%	9.9%	5.0%	8.9%	23.8%	43.7%
全国	32.9%	10.3%	5.4%	8.3%	24.0%	43.1%

出典：国保データベースシステム（令和5年度医科分）

(2) 高額療養費

○高額療養費の上半期実績は、前年度を下回る推移をしている

一件当たり額は前年度を上回り、年度別の増加傾向は継続している

	上半期	下半期
4年度	1,286百万円	1,360百万円
5年度	1,394百万円	1,390百万円
6年度	1,367百万円	1,403百万円

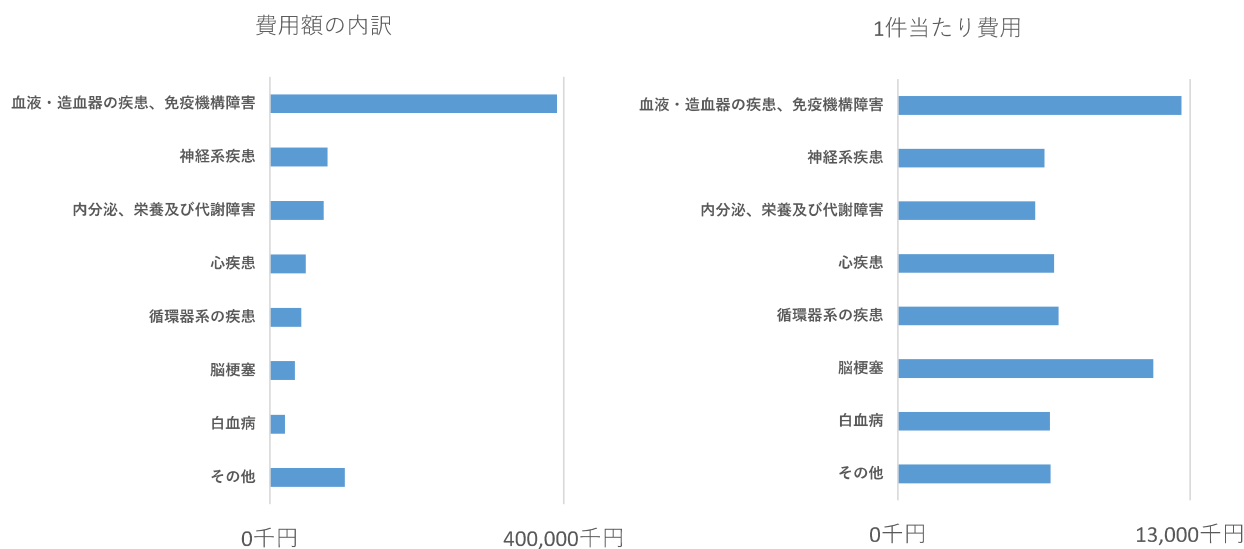
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度見込
一件当たり額(円)	64,989	62,325	62,625	63,531	67,369	73,673

○月500万円以上の患者がR3年度以降急増している

月500万円以上の総額が高額療養費に占める割合は、今年度上半期では39.4%に達している

	3年度	4年度	5年度	6年度9月まで
月500万円以上の総額	458百万円	539百万円	791百万円	432百万円
月500万円以上の占有率	18.3%	21.6%	29.7%	39.4%
月1千万円以上の件数	11件	7件	19件	10件
一人当たり最高月額	3,492万円	1,821万円	2,440万円	3,400万円

○1件当たり500万円以上のレセプトが発生している費用額の内訳及び1件当たり費用



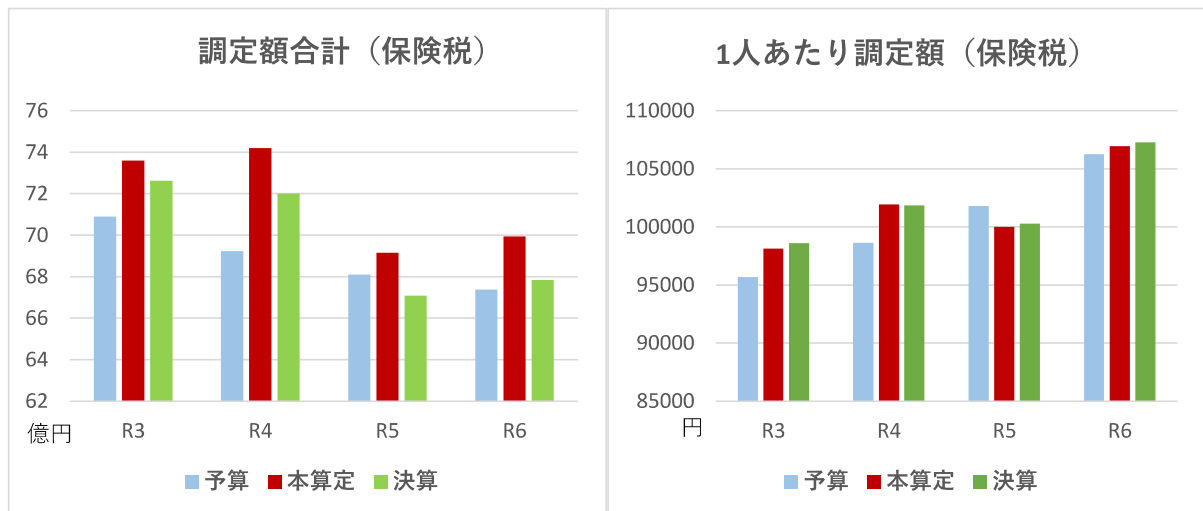
(3) 出産育児一時金及び葬祭費

	出産育児一時金		葬祭費	
	件数	金額	件数	金額
4年度	205 件	87,412 千円	416 件	20,800 千円
5年度	230 件	88,704 千円	387 件	19,350 千円
6年度	192 件	96,000 千円	406 件	20,300 千円

3 国民健康保険税の賦課状況

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			備 考
	本算定※	本算定	本算定	本算定	予算	決算見込	
賦課方式	3 方式（所得割・均等割・平等割）						
調定額（千円）	7,360,169	7,420,924	6,915,445	6,993,767	6,737,793	6,783,954	
対前年比	▲2.85%	0.83%	▲6.81%	1.13%			
被保険者数	75,099人	72,790人	69,160人	65,397人	63,400人	63,334人	6 年度予算・決算見込は年度平均
対前年比	▲1.68%	▲3.07%	▲4.99%	▲5.44%			
1 人あたり調定額	98,006円	101,950円	99,992円	106,943円	106,274円	107,114円	5 年度県内平均 107,824円
対前年比	▲1.70%	4.02%	▲1.92%	6.95%			
1 人あたり平均所得額	704,285円	762,295円	736,179円	741,664円			
対前年比	▲4.12%	8.24%	▲3.43%	0.75%			
賦課世帯数（世帯）	47,187	46,353	44,831	43,080	39,800	42,007	6 年度予算・決算見込は年度平均
対前年比	▲0.36%	▲1.77%	▲3.28%	▲3.91%			
法定軽減世帯数（世帯）	23,610	23,395	23,046	22,014			
(7・5・2割) 対前年比	1.08%	▲0.91%	▲1.49%	▲4.48%			
独自減免世帯数（世帯）	18,603	18,929	18,460	17,552			
対前年比	1.10%	1.75%	▲2.48%	▲4.92%			

※本算定…当初納税通知書（7月上旬）時点における状況



4 国民健康保険税の徴収状況

(1) 収納率の状況

区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
現年度分	9 月末	28.4%	29.0%	28.3%	28.6%	
	年度末	93.6%	94.2%	94.5%		
滞納繰越分	9 月末	9.9%	10.9%	11.2%	11.4%	
	年度末	20.3%	21.7%	20.9%		
合 計	9 月末	23.8%	24.9%	24.5%	25.1%	
	年度末	75.2%	77.4%	77.9%		

(2) 徴収事務の状況

区 分		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
コールセンター 架電数 (市税含)	9 月末	7,984件	8,242件	10,358件	9,516件	架電は現年度が対象 の為、期間は6～5月 でカウント
	年度末	24,428件	21,279件	27,156件		
督促件数	9 月末	13,845件	13,657件	13,155件	12,674件	
	年度末	48,209件	45,729件	43,849件		
財産調査件数	9 月末	24,689件	22,388件	27,586件	42,405件	
	年度末	47,354件	46,383件	52,198件		
差押件数	9 月末	639件	554件	765件	521件	
	年度末	1,386件	1,536件	1,544件		
公売件数 (市税含)	9 月末	なし	なし	なし	なし	
	年度末	不動産1 無体財産33	不動産2 無体財産28	無体財産13		

5 特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況

(1) 受診率・実施率の状況

区 分		4 年度	5 年度	6 年度 (9 月末実績)	6 年度 (見込み)	備考
特定健康診査対象者数		54,781人	52,047人	48,653人	48,653人	
	受診者数	19,880人	19,161人	5,870人	18,439人	
	受診率	36.3%	36.8%	12.1%	37.9%	
	法定報告受診率	38.2%	39.1%	—	—	
特定保健指導対象者数		2,108人	2,010人	381人	2,062人	当該年度の受診者のうち保健指導対象者
	実施者数	364人	304人	29人	415人	初回面接利用者
	実施率	17.3%	15.1%	7.6%	20.1%	初回面接利用率
	法定報告受診率	17.2%	14.7%	—	—	

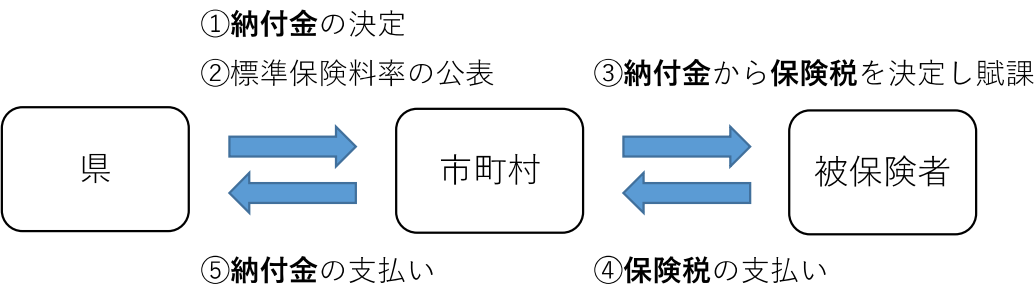
(2) 受診勧奨・受講勧奨の状況

区 分		4 年度	5 年度	6 年度 (9 月末)	6 年度 (見込み)	備考
特定健康診査 未受診者勧奨	勧奨者数	22,852人	23,520人	26,202人	33,599人	勧奨ははがきとSMSにより実施 R6年度は9月～翌1月実施
	受診者数	7,316人	7,056人	—	10,416人	
	勧奨後の受診率	32.0%	30.0%	—	31.0%	
特定保健指導	電話勧奨	対象者数	1,870人	1,803人	238人	保健指導対象者全員に個別の案内を発送後、電話勧奨を実施
		実施者数	1,870人	1,803人	238人	
		実施率	100%	100%	100%	
	集団健診での 分割実施または 受講案内	対象者数	61人	72人	41人	集団健診受診者のうち、特定保健指導対象者へ分割実施（健診当日に保健指導開始）または受講案内を実施
		実施者数	51人	58人	32人	
		実施率	83.6%	80.6%	78.0%	
糖尿病性腎症重症化予防	対象者数 (受診勧奨＋特定保健指導対象者)		153人	135人	36人	
	勧奨実施率		100%	100%	100%	
	医療機関受診率		67.3%	55.6%	39.0%	
	新規透析導入者数 (国保被保険者10万人あたり)		69人	63人	—	

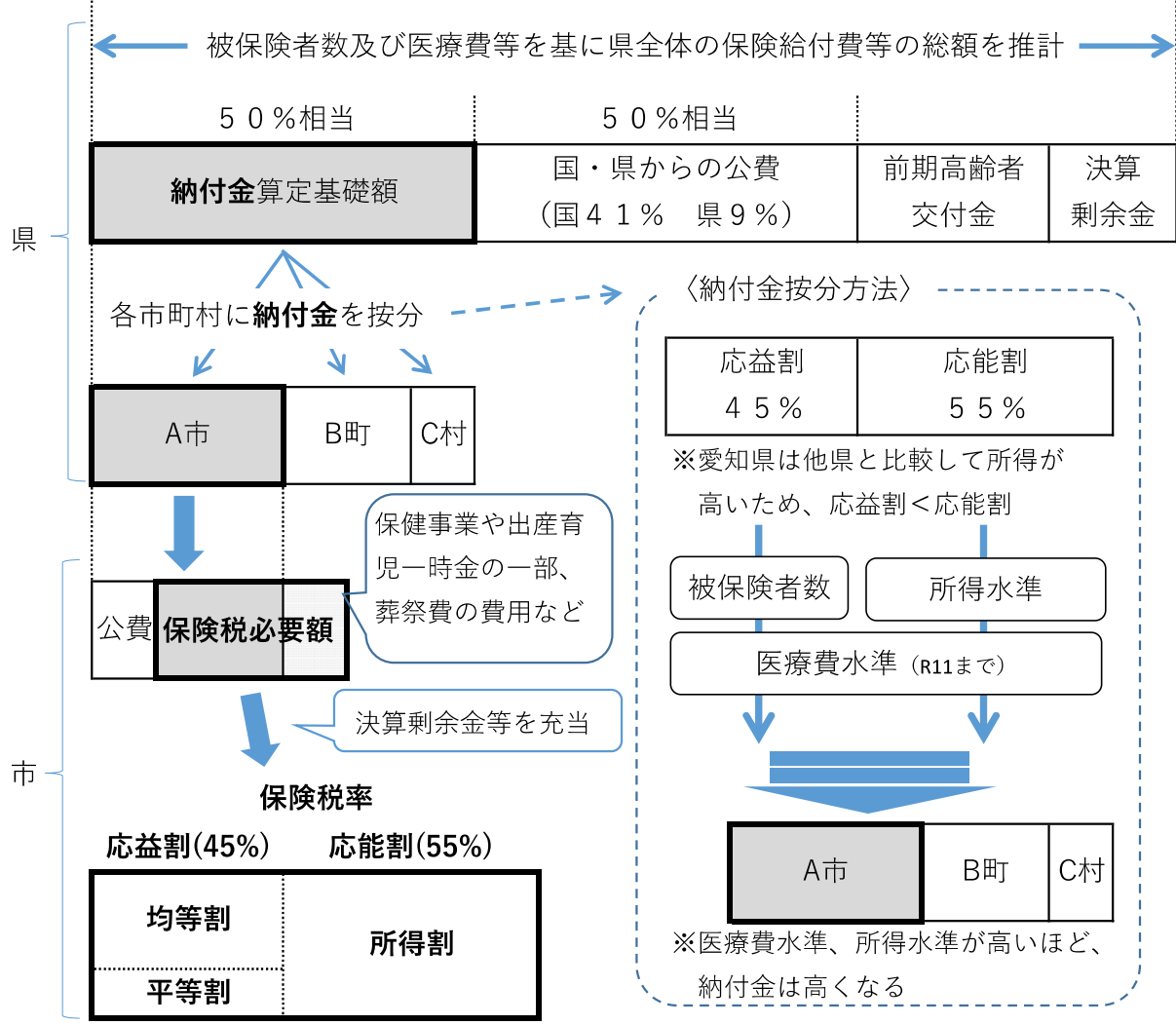
議題 2 令和 7 年度国民健康保険税賦課等の考え方について

1 国民健康保険税賦課の概要

国民健康保険の財政運営の責任主体は県が担っているため、県は翌年度に県内市町村が保険給付等に必要額を推計し市町村が支払う納付金を決定します。市町村はこの納付金を支払うのに必要な保険税率を決定することになります。



・ 国民健康保険税率算定の流れ



2 令和7年度国民健康保険税率の考え方

(1) 税率改定の考え方

国保の税率は毎年納付金額などが変わることから、毎年見直すことが原則となっており、令和7年度も納付金額に応じた税率を設定する。

愛知県への納付金については、例年1人当たり医療費が伸びている傾向も踏まえ、令和7年度の1人当たり納付金は引き上げとなる見込み。

本市には令和6年度からの繰越見込額が約14.7億円あるためこれを活用し、年度間のバランスも考慮しつつ、1人当たり調定額が急増しないよう配慮した税率設定を行いたい。

表1. 納付金額等推移

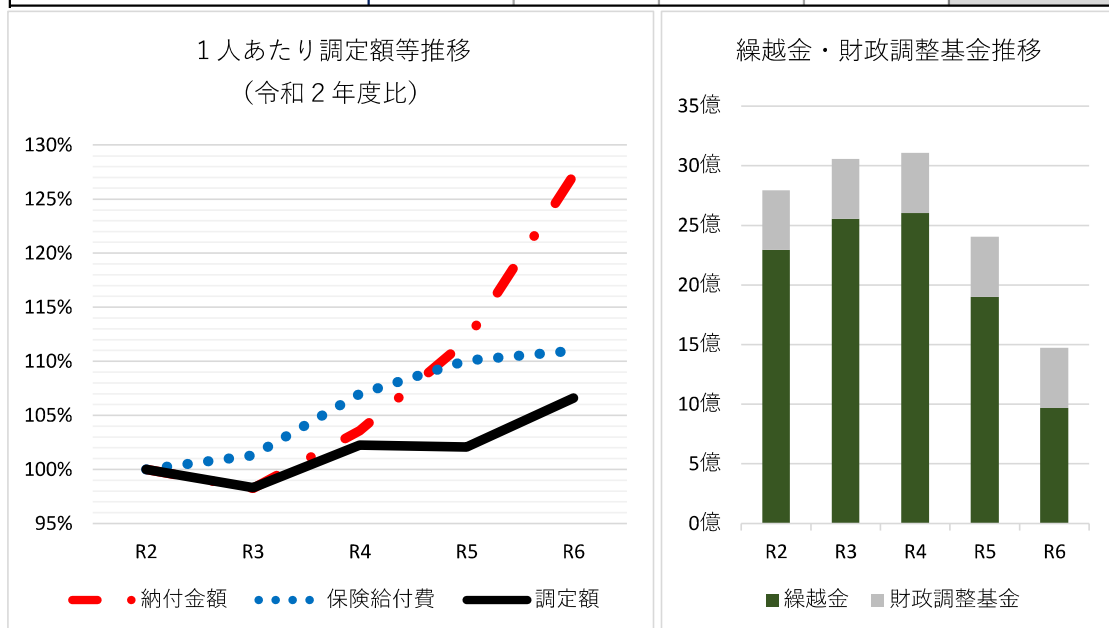
(単位：円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(見込)	増減年平均
1人当たり納付金額	132,818	132,132	137,546	149,547	158,367	5,110
前年度比	▲0.7%	▲0.5%	4.1%	8.7%	5.9%	3.5%
1人当たり保険給付費	278,526	298,559	306,873	325,364	332,379	10,771
前年度比	▲3.0%	7.2%	2.8%	6.0%	2.2%	3.0%
1人当たり調定額	99,702	98,596	101,835	100,290	106,274	1,314
前年度比	▲1.2%	▲1.1%	3.3%	▲1.5%	6.0%	1.1%

表2. 繰越金(決算剰余金)・財政調整基金推移

(単位：百万円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(見込)
繰越金	単年度収支	▲263	262	48	▲704
	年度末繰越金	2,294	2,556	2,604	1,900
財政調整基金	当年度増減	0	0	2	1
	年度末基金	501	501	503	504
合 計	2,795	3,057	3,107	2,404	1,474



(2) 応能割・応益割の割合について

区 分		県の標準割合	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
応能割	所得割	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%
応益割	均等割	31.5%	25.0%	26.0%	27.0%	28.0%
	平等割	13.5%	20.0%	19.0%	18.0%	17.0%

・今後の考え方…応益割について、県の標準割合に段階的に近づけていく

(3) 独自減免制度の継続について

①低所得世帯への減免措置（均等割・平等割を減免）

区 分	6 年度（現行）
10%減免	7 割・5 割軽減該当世帯で、定額減税前市民税所得割が非課税の世帯
20%減免	2 割軽減該当世帯で、定額減税前市民税所得割が非課税の世帯
40%減免	上記以外の世帯で、定額減税前市民税所得割が非課税の世帯

（対象世帯の未就学児に賦課される均等割については軽減対象外）

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
対象世帯数（世帯）	20,925	21,777	21,477	19,500	継続実施
減免金額（千円）	199,844	191,379	187,659	182,400	

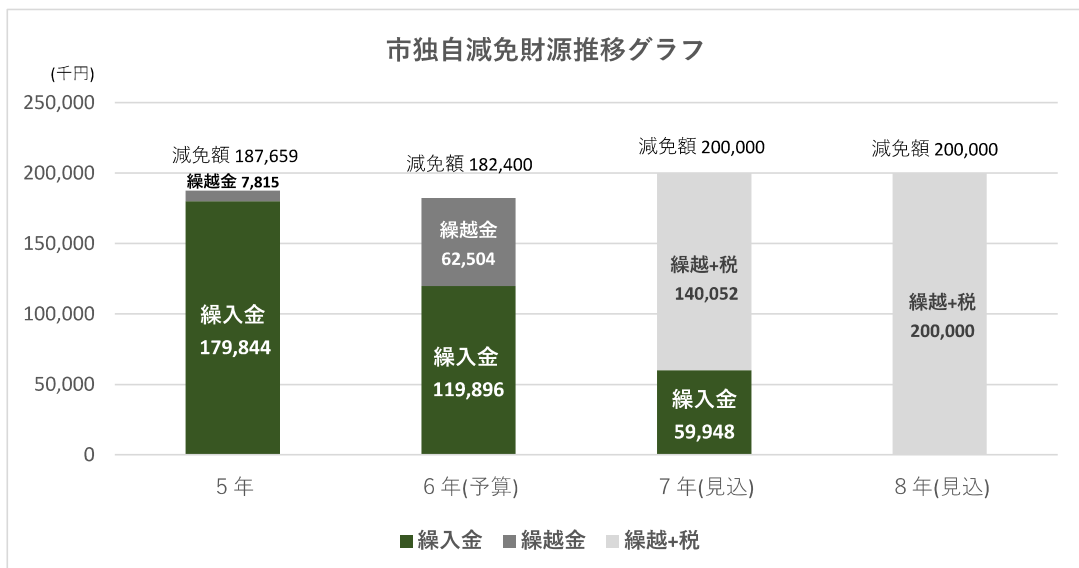
・今後の考え方…県内の減免基準統一に向けた検討が行われる予定であり、決定された基準に合わせて変更していきたい

②独自減免制度の財源について

独自減免制度の財源として一般会計からの繰入金を使うことは、県より赤字解消目的の繰入（赤字繰入）に該当すると指摘され、令和5年5月に赤字削減・解消計画を策定。令和8年度を目標とし、令和8年度以降は一般会計からの繰入金は使用しないこととなる。

また、赤字繰入の継続は、インセンティブとして国から支給される「保険者努力支援交付金」の減免対象となっている。（いずれも令和5年度第2回会議で報告済）

以上のことから、赤字削減・解消計画に従い赤字繰入を減らしながら実施していくことになる。



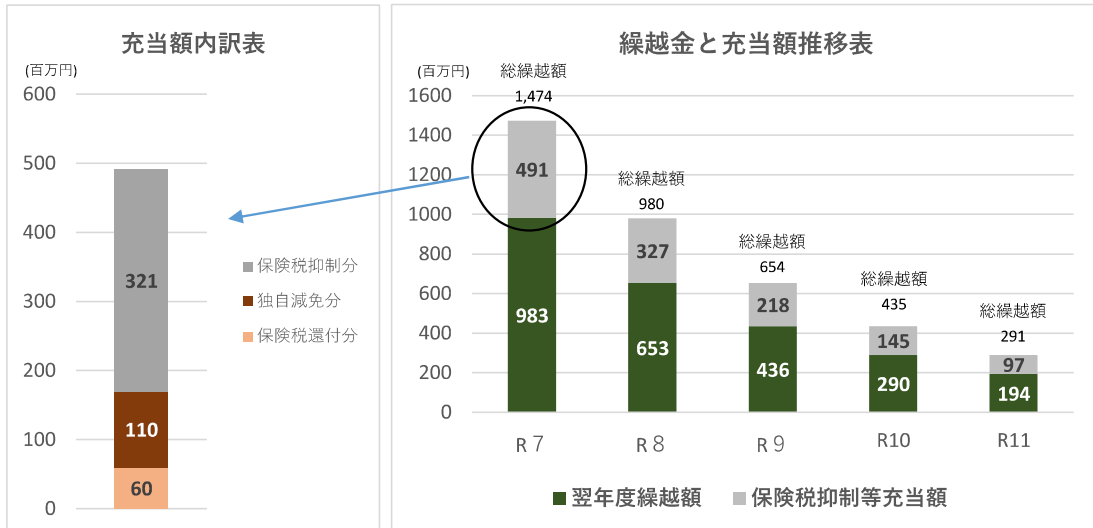
(4) 繰越金の利用方法について

①国民健康保険税の抑制と独自減免制度等への一部利用

保険税の抑制と独自減免制度等の財源として、引き続き繰越金から一部利用を考えているが、独自減免制度については一般会計からの繰入金を使用できなくなるなど、例年以上に計画的に利用する必要がある。

令和7年度以降、単年度収支が±0円と仮定した場合の試算を示し、適切な繰越金利用を考えたい。

試算条件：前年度繰越金の1/3を毎年保険税等に充当

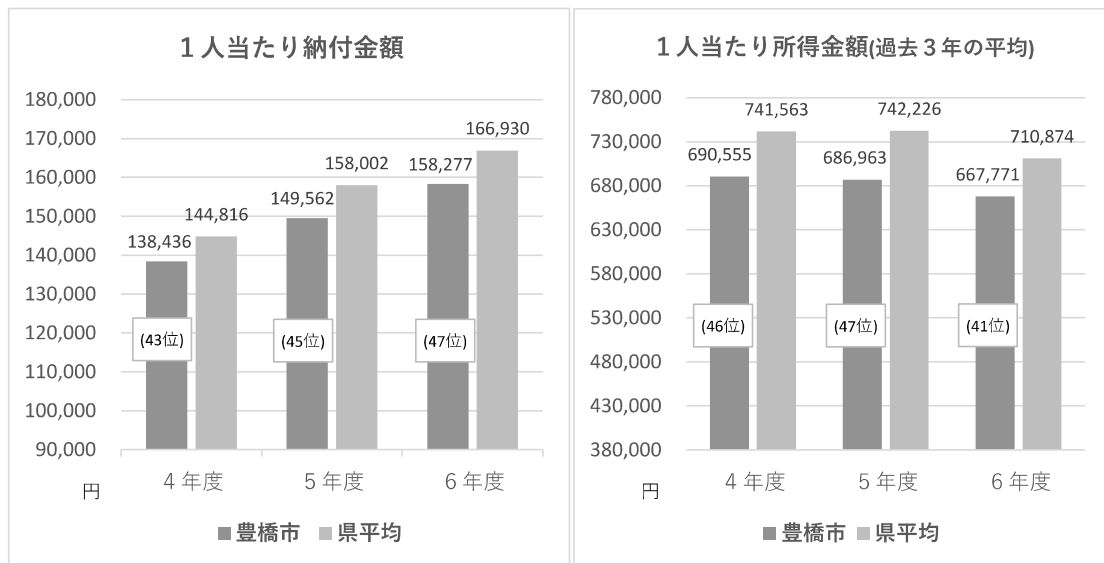


(参考) 令和7年度の保険税率見込み

県が示した1人当たり保険給付費の伸び率の見込みを基にした、令和7年度の税率の試算結果

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分		6年度	7年度
所得割	7.75%	3.27%	2.45%	1人当たり調定額	106,274円	118,408円
均等割	25,300円	10,400円	9,600円	前年度比	6.0%	11.4%
平等割	24,600円	10,100円	6,900円			

表、「1人当たり納付金額・所得金額」の県平均との比較表 ※グラフ内の()は県内における豊橋市の順位



愛知県第2回市町村国民健康保険主管課長会議資料より作成

3 令和7年度実施の制度改正（地方税法などの改正）

（1）課税限度額の見直し

国による課税限度額（引き上げ）の見直しが行われた場合、中間所得者、低所得者の負担軽減のため本市においても見直しを行う

区 分	5 年度	6 年度	7 年度（案）
医療分	650,000	650,000	660,000
支援金分	220,000	240,000	260,000
介護分	170,000	170,000	170,000
合 計	1,040,000	1,060,000	1,090,000

（2）保険税軽減判定基準の見直し

国による基準の見直しが行われた場合、本市においても見直しを行う

区 分	令和 6 年度（現行）
7 割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ① 43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円
5 割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ① 43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円 ③（被保険者と特定同一世帯所属者（※3）の人数）×29万 5 千円
2 割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ① 43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円 ③（被保険者と特定同一世帯所属者（※3）の人数）×54万 5 千円

※1 軽減判定所得とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得金額の合計等です。

※2 一定の給与所得者等とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入が55万円を超える方、又は公的年金の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方年齢は1月1日時点）を指します。

※3 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険への加入により国保を脱退し、脱退時と同一の世帯にいる者を指します。

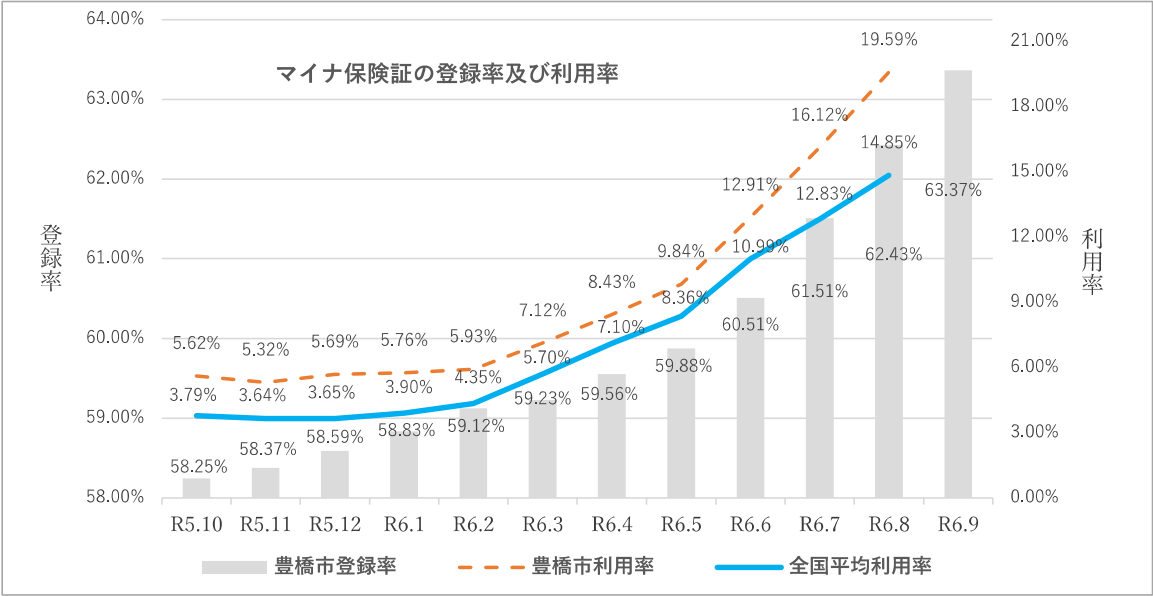
4 税率決定までのスケジュール

- ① 10月末日 国から愛知県へ仮係数（医療費・所得）を提示
- ② 11月 愛知県が各市町村へ納付金（仮算定）を提示
- ③ 12月末日 国から愛知県へ確定係数（医療費・所得）を提示
- ④ 1月中旬 愛知県が各市町村へ納付金（本算定）を提示
- ⑤ 1月中旬 本市の税率案決定
- ⑥ 2月 第3回国保運営協議会に税率案を提示
- ⑦ 3月 議会において国民健康保険税条例改正、予算を審議

報告 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1 現在の状況

- (1) 従来の保険証を更新交付（R6.8 中旬発送、有効期限は R7.12.1）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除受付開始
R6.10.28 から受付を開始。システムの関係上、解除確認がマイナポータル等で確認できるのは R7.1 頃になる予定
- (3) 健康保険被保険者のマイナ保険証の登録率及び利用率の推移



- (4) 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行件数

	R5	R6	比較
8月一斉更新時の件数	2,618 件	944 件（129 件）	▲ 1,674 件

※（ ）内は、電子申請件数（R6 開始）

※ マイナ保険証利用の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証の医療機関等での提示は不要。

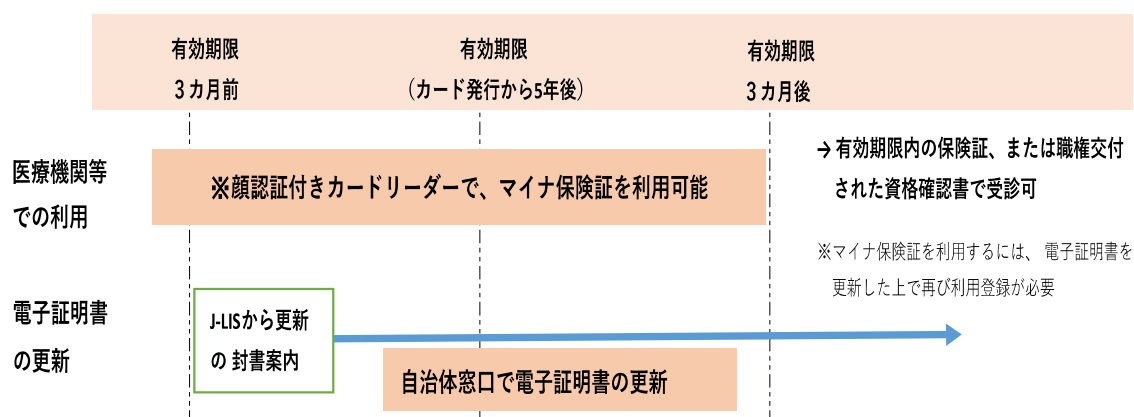
2 保険証廃止後の対応について

年 度	6 年度				7 年度											
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
スケジュール	▲ R6.12.2 ・保険証の発行廃止 ・新規加入者等に資格確認書又は資格情報通知書を順次交付								▲ R7.7.31 高齢受給者証有効期限				▲ R7.12.1 保険証有効期限			
	▲ R6.12.2 高齢受給者証一体化								▲ R7.8.1 70～74歳以上の資格確認書等 一斉更新				▲ R7.12.2 資格確認書等一斉更新			

※ 要配慮者へは、マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書を交付

3 電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能。



※ 有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効

4 今後の主な検討事項

- (1) 資格確認書の有効期限について
- (2) 任意記載事項の記載について
 - ・ 一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分、発効期日
 - ・ 特定疾病及び自己負担限度額の区分、発効期日 など